

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 相続税更正処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国（山形税務署長）

平成27年9月17日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成27年3月27日判決、本資料265号－59・順号12642）

判 決

控訴人	甲
控訴人	乙
上記2名訴訟代理人弁護士	柿崎 喜世樹
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	山形税務署長
	三河 春彦
被控訴人指定代理人	田原 昭彦
同	長倉 哲也
同	但馬 涼子
同	岩渕 実
同	田中 攻紀
同	門馬 友美

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。
控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

（前注）略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 山形税務署長が、控訴人甲に対し、平成23年6月30日付けでした、平成20年11月●日相続開始に係る相続税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分（平成23年10月21日付けでされた異議決定によりいずれもその一部が取り消された後のもの。）をいずれも取り消す。
- 3 山形税務署長が、控訴人乙に対し、平成23年6月27日付けでした、平成20年11月●日相続開始に係る相続税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分（平成23年10月21日付けでされた異議決定によりいずれもその一部が取り消された後のもの。）をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、控訴人らが、控訴人甲の夫で、控訴人乙の父である丁（丁）の死亡による相続（本件相続）に係る相続税の申告をしたところ、山形税務署長から、丁が生前に所有していた株式の売

却代金2億1438万円（本件金員）につき、控訴人らにおいて、丁に無断で又は丁の委託を受けて、管理・保管しており、相続開始時において、丁の有した本件金員についての不当利得返還請求権又は消費寄託に係る返還請求権が本件相続に係る相続財産に含まれていたとして、相続税の更正処分（本件各更正処分）及び重加算税の賦課決定処分（本件各賦課処分）を受けたことから、本件金員は、丁が生前に処分しており、控訴人らを含む相続人らが本件金員を管理・保管した事実はないなどと主張して、被控訴人に対し、本件各更正処分及び本件各賦課処分の取消しを求める事案である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人らが控訴した。

関係法令の定め、前提事実及び争点とこれに対する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第2の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決7頁7行目及び12行目の「原告」をそれぞれ「控訴人ら」に改める。
- 2 原判決9頁3行目の「ア」を「(ア)」に改める。
- 3 原判決37頁1行目の「重加算税分」欄及び5行目から6行目にかけての「過少申告加算税分」欄の次に、それぞれ「参照」を加える。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決18頁17行目の「本件」を削除する。
 - (2) 原判決19頁11行目の「、1000万円単位の金員は」を「、第1回目から第3回目の各5000万円と第4回目の6438万円のうち5000万円までは」に改める。
 - (3) 原判決19頁23行目の「3000万円」の次に「、同年6月3日及び8月8日に各100万円」を加える。
 - (4) 原判決20頁8行目から9行目にかけての「、同年6月3日及び8月8日に各100万円」を削除する。
- 2 よって、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 山田 俊雄

裁判官 納谷 肇

裁判官 内田 博久